

別紙

諮問第978号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇年〇月〇日、〇〇内で行われた〇〇の応援演説に伴って取られた警察措置等に関連して、警視庁において保有・作成している一切の行政文書のうち、請求者についての記録」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇年〇月〇日、〇〇内で行われた〇〇の応援演説に伴って取られた警察措置、およびそれに派生して発生した争訟事件、議会での報告等に関連して、警視庁において保有・作成している一切の行政文書のうち、請求者について記録ないしは言及している行政文書すべて。および、その利用の状況がわかる一切の文書等。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年11月5日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月26日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年3月28日に実施機関から理由説明書を收受し、同年4月24日（第

170回第三部会)及び同年5月29日(第171回第三部会)に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

本件開示請求に係る個人情報は、「〇〇年〇月〇日、〇〇内で行われた〇〇の応援演説に伴って取られた警察措置、およびそれに派生して発生した争訟事件、議会での報告等に関連して、警視庁において保有・作成している一切の行政文書のうち、請求者について記録ないしは言及している行政文書すべて。および、その利用の状況がわかる一切の文書等。」(以下「本件請求個人情報」という。)である。

実施機関は、本件請求個人情報の存否を答えるだけで、条例16条4号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例17条の3の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定を行った。

イ 本件請求個人情報の存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、特定の警護警備に伴って作成し、又は取得した審査請求人に係る個人情報を求めるものである。

審査会が検討したところ、本件請求個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、実施機関が特定人に係る個人情報が記録された公文書を作成し、又は取得したか否かを明らかにすることとなり、実施機関の職員が従事した特定の警護警備に関する情報の収集内容や範囲等が明らかになるため、不法行為を企図する者等により対抗措置をとられ、不法行為の敢行が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件請求個人情報の存否を答えるだけで、条例16条4号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例17条の3の規定に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、竇金 敏明、峰ひろみ